

令和 2 年度 仙台城南高等学校いじめ防止基本方針

仙台城南高等学校

1 本校の方針

校訓である「規律・清廉・節度」を基盤とし、「確かな学力」と豊かな人間性や社会性を身につけ、知・徳・体の調和のとれた豊かな人格の形成をめざし、21 世紀を共に生きる社会の形成者としての有為な人材を育成することを目標としている。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止の早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は今年創立 60 周年を迎え、全校生徒が約 900 名の大規模校である。伝統に根ざしたさらなる発展と質の高い文武両道を目指すと共に、個性や創造性を伸ばす学校教育の充実、開かれた学校づくりの推進を積極的に進める教育活動を行っている。

個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の異常を敏感にキャッチし、「いじめほどこの学校にも学級にも起こりえる」という認識を教師集団が平素より持ち、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し取り組む。

3 いじめ防止等の指導体制

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員と心理等に関する専門的な知識を有する関係者で構成する（いじめ防止対策委員会）。日常の教育相談体制・生徒指導体制などの校内組織、及び連携する関係機関を別に定める。

また、教職員の気づきにくいところでいじめが行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期発見するためのチェックリストを別に定める。

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係わる教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

(3) いじめを察知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、敏速にいじめに向けた組織的対応を別に定める。

4 重大事案への対応

(1) 重大事案とは

重大事案とは、「いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況によって判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

そして、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となっていじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で事態の解決にあたる。

5 その他の事項

いじめ防止等の実効性のある取組みを実施するため、学校の基本方針が効果的に機能しているかについて、「いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す、学校の基本方針を見直すに際し、いじめ防止等に取り組む観点からいじめ防止等について生徒の自主的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。